校正・試験(検査)申込書

一般財団法人日本品質保証機構　宛

別紙了承事項に同意し、下記のとおり申し込みます。

JQA使用欄 申込書ﾊﾞｰｺｰﾄﾞ	JQA使用欄 供試品ﾊﾞｰｺｰﾄﾞ

受付番号

JQA受付日　　年　　月　　日

① 申込者(請求書送付先)[必須]

フリガナ 企業名			
住所	〒		
責任者名	㊞	責任者所属	
フリガナ ご担当者名		E-mail [必須]	
		TEL	
所属(部課名)		FAX	

② 機器及び依頼内容[必須] ※製造番号がない場合は管理番号を必ずご記載ください。複数台の場合、以下内容を含むリストを添付ください。

□ リストあり

機器名		数量	
型式		製造者名	
製造番号		管理番号	
次回校正案内サービス	校正周期　　カ月	ご希望の方は、「TEL(電話番号)」「E-mail」及び「校正周期(3～108ヵ月)」をご記入ください。 ※ご案内情報の正確性につきましては細心の注意を払っておりますが、その保証をするものではありません。	
付属品			
校正・試験(検査)内容(項目・点数等)	○ 証明書番号(　　)と同様　○ 以下に記載　○ JQA任意のポイント		

③ 証明書等の発行書類[必須]

発行形態(付属書類を含む)	○ デジタル(PDF形式)　○ 紙(有料)	発行形態の記載がない場合は【デジタル発行】となります。 申込後の変更は承れません。 デジタル発行の場合、お申込者様の[E-mail]欄の1アドレスに送信いたします。	
証明書宛名	○ 証明書番号(　　)と同様　○「①申込者」と同様　○ 以下に記載		
企業名			
住所	〒		

④その他の付属書類[任意]

・英文証明書(有料) *	□ 発行あり	
・トレーサビリティ体系図(有料)	和文　　通、	英文　　通
・トレーサビリティ証明書(有料) (トレーサビリティ体系図+上位標準器の証明書写し)	和文　　通、	英文　　通
・判定結果報告書(有料) *	□ 和文　□ 英文	※別途「判定結果報告書作成についての確認書」をご提出ください。
・副本(2通まで)(有料)(紙発行のみ)	和文　　通、	英文　　通

↓ *英文証明書または英文判定結果報告書をご希望の場合は、下欄に英文宛名をご記載ください。

英文宛名	○ 証明書番号(　　)と同様	○ 以下に記載
企業名(英)		
住所(英)		

⑤機器返却方法[必須]　(元払費用、保険費用は、校正・試験(検査)料金に加えてご請求させていただきます)

○ 引取	○ 宅配元払	○ 宅配着払	梱包数　　個口	運送保険(運送会社規定による)　　万円

⑥通信欄(証明書、機器、請求書等の送付先が申込者と異なる場合、見積書が必要な場合等、その他連絡事項をご記入ください)

引取者印	終了予定日
	JQA使用欄

●お申し込み内容を確認後、お引き受けできない場合がございますので、ご了承ください。　●終了予定日は、受付後お申込者様宛にお知らせいたします。

●ご提供いただきましたお客さまの個人情報は、校正等の業務の実施に係る連絡、調整並びに当機構が実施しております他の業務や新規業務の案内・市場調査及びそれら業務に係る各種情報の提供に限り利用させていただきます。

様式番号:010426

（別紙）

JQA

校正・試験(検査)のお申し込みに関する了承事項

終了予定日、料金等及び次の事項についてご検討の上、ご了承いただければ、供試品等をお持ち下さい。

(お申し込みについて)

1. 終了予定日及び見積書に記載する料金等は、標準工程に基づくものです。終了予定日とは、持込においては、引取可能日であり、輸送業者利用の場合は、当機構発送日といたします。輸送業者利用時は、精密機器運搬に耐えうる梱包をして下さい。ただし、無梱包輸送サービスを利用する場合は除きます。

(お申し込みの取消等)

2. お客さまにおいて、以下の事項の一つにでも該当する場合、当機構の判断でお申し込みを受け付けないこと、また一旦受け付けたお申し込みを取り消すことがあります。なお、原則として、一旦受け付けたお申し込みを取り消す場合、料金につきましてはそれまでの実費を請求させていただきます。
   ①お申し込みが、当機構において対応することが技術的に困難なものであった場合。
   ②お客さまが本了承事項12. に違反した場合。なお、この場合、当機構は、当該取消しによりお客さまが被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとし、また、当該取消しにより当機構に損害が生じたときは、お客さまはその損害を賠償するものとします。
   ③お客さまにおいて、資産、信用状態が悪化し又はそのおそれがある場合。
   ④当機構が必要と判断する供試品等をご提出いただけない場合。
   ⑤その他お申し込みについて当機構が不適切と判断した場合。

(申込内容の変更)

3. 申込書ご提出後、お客さまにおいてその内容の変更を希望される場合は、その旨を文書にて当機構にご提出下さい。この場合、料金、終了予定日等が変更となる場合があります。また、当機構が校正・試験・検査(以下総称して「校正等」という)の目的を達成するために校正等内容の変更、追加等が必要と判断した場合、料金、終了予定日等について改めて協議させていただきます。

(お申し込みの取り下げ)

4. お申し込みを取り下げる場合は、その旨を文書にて当機構にご提出下さい。料金につきましては、それまでの実費を請求させていただきます。

(校正等に関する確認事項)

5. (1)当機構では、当機構が作成した要領書に基づき供試品の校正等を行います。当機構が作成した要領書に定める方法のうち、JIS又は国際規格等によって方法が定められている機器類については、その方法に準拠しております。
   (2)当機構に校正等要領書がなく、お客さまの依頼に基づく適用規格、条件及び方法で当機構が実施可能と判断した場合は、当機構が校正等を実施いたします。
   (3)校正等を行った項目の値は、当機構が供試品の校正等を行った時点の測定値を報告しております。なお、その測定値についてはJIS又は国際規格等に照らした合否の判定を行っておりません。合否の判定をご希望の場合には、お申し込み時に適用する判定基準等をお知らせ下さい。

(証明書等)

6. (1)お客さまにおいて、証明書等の複製を行う場合は以下を遵守するものとします。
   ・一部分のみの複製を行わないこと。
   ・デジタル発行の証明書等の場合、当機構で施したセキュリティ措置が維持されていること。
   ・紙発行の証明書等の場合、複写であることが明確であること(当機構で用紙に施した透かしが明瞭であること等)。
   (2)校正証明書に記載される校正項目は、必ずしもJIS又は国際規格等に定める校正項目の全てを含むものではありません。
   (3)証明書等に記載される環境条件が範囲で示されている場合は、校正等が行われた環境範囲を示しています。
   (4)機器類に貼付されるラベル等は、別に発行された証明書等の項目についてのみ校正等が行われたことを意味し、その機器類が有する全ての機能について校正等が行われたことを意味しておりません。
   (5) 証明書等をデジタル発行した場合において、デジタル発行した証明書等の内容に修正が必要となったときは、当機構は、修正後の証明書等(以下「新証明書等」という)をデジタル発行します。当機構が新証明書等をデジタル発行したときは、お客さまは、お客さまの責任において、修正前の証明書等(以下「旧証明書等」という)を譲渡又は交付した利用者全てに旧証明書等の利用停止、及び新証明書等を利用することを通知するものとします。
   (6)デジタル発行による証明書等につきましては、Adobe Acrobat (Reader等)の利用を推奨します。上記以外のアプリケーション等を利用した場合の不具合につきましては、当機構は対応しないものとします。
   (7)申込書に証明書等の発行形態の記載がない場合はデジタル発行となります。
   (8)デジタル発行及び紙発行の証明書等は、発行日が属する年度から5年度以内に限り有償で再発行いたします。

(所在場所への立ち入り)

7. (1)出張校正等の場合は、当機構の職員がお客さまの指定した場所に立ち入り、必要な校正等を実施いたします。
   (2)出張校正等を行う場合、当機構の職員が立ち入る可能性のある場所について、安全の確保及び立ち入り禁止場所の指示を行っていただきますようお願いいたします。なお、専ら当機構の職員の不注意による場合を除き、当機構の職員が何らかの危害・損害を受けた場合には、当機構はお客さまに対してそれにより当機構が被った損害の賠償を求めることがあります。

(損害賠償)

8.(1)当機構が、校正等の履行に関し、当機構の責に帰すべき事由によりお客さまに損害を与えた場合、当機構はお客さまに対して直接的かつ現実的に生じた通常の損害(逸失利益、特別損害、間接利益を含まない。)についてのみ賠償するものとし、その上限額は、校正等料金相当額とします。
   (2)前項にかかわらず、当機構が供試品等を当機構の責に帰すべき事由により滅失又は毀損した場合、当機構は、当機構の責任と費用負担において修理可能なときは修理を行い、修理不可能なとき(滅失時を含む。)は、供試品等の会社法上の簿価相当額をお客さまに支払うものとします。
   (3)前二項にかかわらず、以下の事項に該当する場合、当機構はその責を負わないものとします。
   ①天災地変、その他不可抗力により、校正等業務の履行及び証明書等の発行ができなくなった場合、当機構はその責を負わないものとします。
   ②供試品等の輸送中に生じた損害については、当機構はその責を負わないものとします。なお、保険を掛ける場合の保険料は、お客さまのご負担となります。

(支払方法)

9. 当機構は、校正等業務終了後、請求書を発行いたします。お客さまは、請求書受領後、30日以内に現金又は小切手を当機構窓口にてお支払いただくか、請求書に記載の指定銀行口座にお振込み下さい。なお、銀行振込による手数料は、お客さまのご負担となります。

(異議・苦情申し立て)

10. 校正等結果に関する異議又は校正等業務に関する苦情は、文書により当機構にお申し出下さい。当機構において異議又は苦情の内容を調査又は審議し、当機構が必要であると判断した場合には、お客さまに対し文書で回答させていただきます。

(機密保持)

11. 当機構は、校正等業務を遂行する上で知り得たお客さまの業務上の情報を、他に漏らさないことをお約束いたします。但し、以下の場合には当機構の判断で第三者に開示することがございます。
   ①当機構がISO/IEC17025等の審査を受ける際に認定機関に対し申込書等を審査資料として開示する場合。
   ②法令又は官公署からの命令・要請等があった場合。

(反社会的勢力の排除)

12.(1)お客さまは、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という)及び以下の事項のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
   ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
   ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
   ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
   (2)お客さまは、自ら又は第三者を利用して、以下の事項のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
   ①暴力的な要求行為
   ②法的な責任を超えた不当な要求行為
   ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
   ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当機構の信用を毀損し、又は当機構の業務を妨害する行為
   ⑤その他前各号に準ずる行為

(その他)

13. 本了承事項に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、お客さまと当機構で協議の上、解決にあたるものといたします。

JQA

申込者名

頁 /

機器及び依頼内容リスト

受付番号		校正・試験(検査)内容
機器名		○ 証明書番号( )と同様 ○ 以下に記載 ○ JQA任意のポイント
型式		
製造番号		
管理番号		付属品
製造者名		
次回校正案内サービス	校正周期 ヵ月	ＪＱＡ使用欄
受付番号		校正・試験(検査)内容
機器名		○ 証明書番号( )と同様 ○ 以下に記載 ○ JQA任意のポイント
型式		
製造番号		
管理番号		付属品
製造者名		
次回校正案内サービス	校正周期 ヵ月	ＪＱＡ使用欄
受付番号		校正・試験(検査)内容
機器名		○ 証明書番号( )と同様 ○ 以下に記載 ○ JQA任意のポイント
型式		
製造番号		
管理番号		付属品
製造者名		
次回校正案内サービス	校正周期 ヵ月	ＪＱＡ使用欄
受付番号		校正・試験(検査)内容
機器名		○ 証明書番号( )と同様 ○ 以下に記載 ○ JQA任意のポイント
型式		
製造番号		
管理番号		付属品
製造者名		
次回校正案内サービス	校正周期 ヵ月	ＪＱＡ使用欄